

北広島市と株式会社ライツ・アンド・ブランズとのまちづくりに
関する包括連携協定書

北広島市(以下「甲」という。)とフィンランドを代表するブランド「ムーミン」のライセンス管理を行う株式会社ライツ・アンド・ブランズ(以下「乙」という。)とは、相互の連携を強化することの必要性を確認し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が地域資源や取り巻く社会的な要因への共通認識を持ち、相互の人的・知的資源の活用と交流を図ることによって、地域活力及び市民サービスの向上に努め、世界で一番 Well-being なまちを目指すことを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事

項について連携し、協力する。

- (1) 地域活性化に関する事
- (2) 自然及び環境に関する事
- (3) 産業振興に関する事
- (4) 子育て、教育及び生涯学習に関する事
- (5) 国際交流及び多文化共生に関する事
- (6) ふるさと納税に関する事
- (7) その他市民サービスの向上に関する事

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な事業内容については、お互いの事業領域を尊重し、甲と乙が真摯に協議し、事業ごとに別に定める。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

(協定内容の変更)

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書

面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年8月6日

甲 北海道北広島市中央4丁目2番地1
北広島市
市長

上野 正 三



乙 東京都港区南青山5丁目9番19号 MAR' S 南青山5F
株式会社ライツ・アンド・ブランズ
代表取締役社長

伊 宗 文 子

